議　事　録　抄　本

令和　８年　８月

福崎町農業委員会

令和８年８月　農業委員会議事録抄本

日　時　：　８月19日(水)　１５：００～

場　所　：　役場２階　大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

議席番号	氏名	出欠	現地確認	議事録署名人	備考
１	山口　金丸	○	○		
２	古田　基晴	○			
３	加瀬澤　智昭	○		○	
４	小國　万左夫	○		○	
５	松岡　忠幸	○			
６	大杉　博	○			
７	千家　清	○			
８	植岡　洋子	○			
９	田中　初美	○			
１０	後藤　土彦	○			
	隅岡　誠次	○			職務代理者
	上田　隆敏	○			会長

農地利用最適化推進委員

議席番号	氏名	出欠	現地確認
１１	髙馬　政司	○	○
１２	尾内　奎則	○	
１３	伊賀　裕康	○	
１４	尾藤　和義	○	
１５	勇内　隆博	○	
１６	松岡　隆子		

【事務局】　　山下事務局長、薮内課長補佐、和田主事

＜案件＞

議案第15号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

（委員会証明）　１件

議案第16号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（委員会許可）　３件

議案第17号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（知事許可）　２件

議案第18号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

134件

議案第19号　地域計画の変更に係る意見聴取について

１件

報告第１号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書の発行について

２件

報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地等の転用届出について

１件

報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地等の届出について

２件

（議　　長）【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会８月定例会を開催します。

本日、松岡推進委員より欠席の連絡はございました。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一　　同）　＜異議なし＞

（議　　長）　異議なしということで、

3番　加瀬澤　智昭	4番　小國　万左夫

委員にお願いします。本日は議案第15号から議案第19号に至る計５議案、報告事項３件について審議願います。

それでは、はじめに議案第15号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第15号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

（委員会証明）

（事務局）　３番：資料１ページをご覧ください。願出地は、福崎町立図書館から南西約550mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この願出地については、平成16年ごろから雑種地となっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしていると考えます。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第15号について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員）　３番：現地では、周辺は宅地と山林に囲まれており、田畑として耕作できるような土地ではないことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第15号について、質疑はありませんか。
古田委員どうぞ。

（古田委員）　願出地と北側宅地が隣接しているため、雑草が生い茂ると近隣に迷惑がかかります。雑種地になったとしても管理をしていかないといけないと思いますので、願出者に管理を今後もしっかりするようにお伝えいただくことは可能でしょか。

（事務局）　今回、第三者を介して土地所有者からの願出がありました。その第三者が今後願出地の購入を予定されておりますので伝えておきます。

（古田委員）　よろしくお願いします。

（議　長）　ほかに質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第15号について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第15号について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成11：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第15号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について、原案の内容で証明することといたします。

（議　長）　次に、議案第16号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第16号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（委員会許可）

（事務局）　５番：資料２～４ページをご覧ください。申請地は、庄宮の池から東約450ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人が高齢になり農業ができなくなったため親戚であり最近こちらへ帰ってきました譲受人に贈与いたします。譲受人は、有機栽培等の農業に興味があったこともあり承諾いたしました。現在、農機具等は不足しておりますが、順次必要に応じて買いそろえるとのことです。取得後は水稲と野菜を栽培する予定です。

以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。

議案第16号　５番について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員）　５番：現地では、[redacted]は登記地目が宅地ですが現況は田であり、[redacted]では田植えされ、その他の田についても管理されていることを確認しました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第16号　５番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第16号　５番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第16号　５番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成11：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第16号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　５番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第16号　６番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　６番：資料５ページをご覧ください。申請地は、神谷公民館から北西約1kmに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人は営農組合の理事であり、隣接農地も親族が所有しています。併せて耕作するため今回申請が出てきております。今後、周辺を営農組合が耕作する予定であり、構成員として耕作する予定です。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第16号　６番について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員）　６番：現地では、申請地と[redacted]とで１枚の田となっており、６月頃に除草処理を行っていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第16号　６番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第16号　６番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第16号　６番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成11：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第16号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　６番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第16号　７番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　７番：資料６ページをご覧ください。申請地は、福田公民館から北西約300ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は売買による所有権移転です。申請地南の［redacted］で住宅の建築を予定しており来年度に福崎町へ住む予定です。そのため、今年度中の管理は譲受人が行うのはもちろんですが、譲受人の配偶者の親族が町内に住んでいるため手伝ってもらうとのことです。機械類も配偶者の親族に借りて耕作すると聞いております。取得後は野菜とブルーベリーを栽培する予定です。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第16号　７番について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員）　７番：現地では、草が刈られているというよりか除草剤が撒かれているような状況であることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第16号　７番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第16号　７番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第16号　７番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成11：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第16号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　７番について、原案の内容で許可することといたします。

（議　長）　次に、議案第17号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第17号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
（知事許可）

（事務局）　６番：資料７～８ページをご覧ください。申請地は、桜公民館から南東約

100ｍに位置しています。地籍図・写真・計画図を併せてご覧ください。
　この申請は売買により露天資材置場へ転用するものです。譲受人は申請地南の［redacted］を所有しており、既に自社の資材置場及び駐車場として利用しており、規模を拡大するため今回の申請が出てきております。周辺に転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第５条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
　以上です。

（議　　長）　事務局からの説明が終わりました。
　議案第 17 号　６番について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員）　６番：現地では、隣接地が既に駐車場及び資材置場として利用されており、申請地も管理されていることを確認しました。
　現地調査班では、問題なしと判断しています。
　よろしくご審議ください。

（議　　長）　議案第 17 号　６番について、質疑はありませんか。

　＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
　議案第 17 号　６番について、討論はありませんか。

　＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
　議案第 17 号　６番について、賛成の方は挙手願います。

　＜全員挙手＞　　〔賛成 11：反対０〕

（議　　長）　全員挙手でございますので、議案第 17 号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　６番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

　次に、議案第 17 号　７番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事 務 局）　７番：資料９～10 ページをご覧ください。申請地は、塩田池から北約 600ｍに位置しています。地籍図・写真・計画図を併せてご覧ください。
　この申請は売買により露天資材置場へ転用するものです。令和６年度から指導を行っており、県と協議を行い［redacted］の違反を解消すれば本申請地の申請を受付してもよいと話がまとまり解消されたため申請が出てきております。また、地元同意の際にも自治会と話し合いを行い同意したと聞い

ております。内容につきましては、周辺の排水対策として沈砂地を設け、水路に土砂が溜まるようであれば地元の求めに応じ清掃を行うといった内容です。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第17号　７番について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員）　７番：現地では、申請地と［redacted］及び［redacted］の間に存在する里道･水路が既に申請地内に取り込まれている様相でした。書類審査上では問題は無いと思いますが、取り込まれているであろう水路を使用し下方で耕作をされている方々がおられます。また、議案書の写真中央にあるくぼみについては本日の現地調査では確認できませんでした。
よろしくご審議ください。

（議　長）　現地調査班からの報告でしたが、事務局から何かありませんか。

（事務局）　１点目につきまして［redacted］と申請地間の里道及び水路が申請地に取り込まれているのではないかとの報告がありました。計画図上では万能塀が設置されているところは取り込まれていないようになっております。申請段階で気づけなかったことは申し訳ございません。今後の対応といたしましては、里道水路が申請地内に取り込まれていないことが確認できましたら再度、議案を挙げさせていただきます。

（議　長）　２点ありましたが、１点目は計画図上より万能塀が［redacted］及び［redacted］に寄っており、里道水路を取り込んで設置されている可能性があるとの報告でした。それに対して、事実確認を業者に伝え、取り込まれている場合は万能塀を移動させるという回答でした。
２点目につきまして、再度説明お願いいたします。

（山口委員）　写真にコンクリート構造物が入っており、その目的は何か。本申請には直接の関係はないが、この土地も谷間の水が流れており、なぜ設置されたかの経緯・目的を知りたい。天水を使用し下方で耕作をしている方々に問題が無いことの説明をお願いいたします。

（事務局）　分かりました。今、言われているのは下水のマンホールのような物があるが、本日は確認できなかったと。

（山口委員）　谷間で水も流れますし、その水が溢れたり土砂が混じったりするため最低でも60cmほどあるパイプを入れておかないと支障が出ると思います。また、今後も北側農地は白地のため事業地は広がっていく可能性もあります。そのようなことも考慮していかないといけないと考えます。

（事務局）　こちらでは、沈砂地を設けると聞いておりますが、この構造物をそれとは判断しておりません。申請人に話を伺い、説明するように求めていきたいと思います。再度１点目についてですが、境界を明示させて万能塀の位置が間違えていれば変更させるという風にしていきたいと思います。取り込まれているであろう水路についてですが、大字が田口ですので本来であれば田口の水利管理者に立ち会い等求めるのですが、実際に使用されているのは板坂でしょうか。

（山口委員）　下方で使用している土地が板坂であるため、板坂の農会長が話に入っていると聞いております。[redacted]と[redacted]の所有者は同村の方であり、10年ほど前まで機械が入って耕作しておりましたので、この図面の幅で機械が上がっていけるのかなと思っております。当事者間での信頼関係のもと、道路幅の拡張があったとしても農地がある以上進入できなければいけないと思います。

（事務局）　水路が[redacted]に隣接しておりますので水路が土地の境界としてあるのかなと思っております。

（山口委員）　元々ありましたが、現況はありません。

（事務局）　元々あり、現在はないとのことですので最低でも水路は復元していただかないといけないと考えております。復元した際の立ち会い等につきましては先ほど申し上げましたとおり、田口でなく板坂の水利管理者に求めていきたいと考えております。[redacted]及び[redacted]の所有者にも場合によっては現地を見ていただいて里道水路が取り込まれないような対応し、申請を出していただくという形を取らせていただこうと思っておりますがいかがでしょうか。

（議　長）　今、事務局より今後どのように対応を進めていくかの回答がありました。近隣の水利管理者等が立ち会いのもと境界や水路の確保等について関係者で協議を行い、再度提出していただくという流れの説明であったように思います。他法令の許可見込みであることが農地転用の要件にもあり、問題が出てきた中で審議を行うのは難しいと考えます。そのため、本日出ました問題を解決したうえで再度申請いただき審議したいと考えますが、委員の皆様の意見をお聞きしたいと思います。

（一　同）　＜異議なし＞

（議　長）　皆様、異議なしとのことでしたので事務局は先ほど話のあった内容で申請人に伝えるようよろしくお願いします。

議案第17号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　７番について、８月委員会での審議は保留といたします。

（議　　長）　次に、議案第18号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第18号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

（事 務 局）　資料11～30ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田312,865.88㎡、134件です。

以上です。

（議　　長）　議案第18号につきまして、複数委員が関係しておりますが先に委員が関係しております37件を除く97件について審議したいと思います。

議案第18号　134件のうち97件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第18号　134件のうち97件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第18号　134件のうち97件について、「特段の意見なし」に賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成11：反対０〕

（議　　長）　全員挙手でございますので、議案第18号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取　134件のうち97件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

次に、議案第18号　134件のうち17件につきまして審議を行いますが、関係委員がおられるため退出お願いいたします。

＜　隅岡職務代理者、山口委員、植岡委員　退席　＞

議案第18号　134件のうち17件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第18号　134件のうち17件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第18号　134件のうち17件について、「特段の意見なし」に賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成８：反対０〕

（議　　長）　全員挙手でございますので、議案第18号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取　134件のうち17件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。
＜　隅岡職務代理者、山口委員、植岡委員　着席　＞

次に、議案第18号　134件のうち20件につきまして審議を行いますが、関係委員がおられるため退出お願いいたします。また、隅岡職務代理者に議長をお願いし退出いたします。
＜　上田会長、古田委員、加瀬澤委員、尾内推進委員　退席　＞
＜　職務代理者　議長席へ　＞

（職務代理者）　議案第18号　134件のうち20件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（職務代理者）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第18号　134件のうち20件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（職務代理者）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第18号　134件のうち20件について、「特段の意見なし」に賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成８：反対０〕

（職務代理者）　全員挙手でございますので、議案第18号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取　134件のうち20件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

当議案の審議が終わりましたので議長の任を解かせていただきます。
＜　職務代理者　議長席退席　＞
＜　上田会長、古田委員、加瀬澤委員、尾内推進委員　着席　＞

（議　　長）　次に、議案第19号　地域計画の変更に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 19 号　地域計画の変更に係る意見聴取について

（事 務 局）　別紙をご覧ください。今回、変更は１地区となっております。変更の内容は、農地転用のための除外です。
以上です。

（議　　長）　議案第 19 号について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 19 号について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 19 号について、「特段の意見なし」に賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成 11：反対０〕

（議　　長）　全員挙手でございますので議案第 19 号　地域計画の変更に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

（議　　長）　続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

（事 務 局）　報告第１号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書について

資料 32 ページをお開きください。都市計画法第 29 条による「都市計画法施行規則第 60 条証明」のための営農証明を１件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を１件　計２件を発行したことを報告します。

報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地等の転用届出について

資料 33 ページをお開きください。令和８年８月４日付けで、届出され受理いたしましたことを報告いたします。

報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地等の所有権移転届出について

資料 34 ページをお開きください。令和８年８月３日付けで、届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

（議　　長）　報告事項について、質疑はありませんか。

＜なし＞

＜ 16 ： 05 終了＞

○次回農業委員会開催日・・・９月 18 日（金）15:00～

場所：サルビア会館　講義室

署名人	加瀬澤　智昭
署名人	小國　万左夫